



平成21年12月24日

各 位

会社名 アイフル株式会社
代表名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号: 8515 東証第1部・大証第1部)
問合わせ先 広報部長 小宮 勝之
TEL 03-4503-6050 (広報部)
03-4503-6100 (IR室)

事業再生ADR手続成立のお知らせ

当社並びに関連会社である株式会社ライフ、株式会社マルトー及び株式会社シティズ（以下、それぞれ「ライフ」、「マルトー」、「シティズ」といいます。）は、平成21年9月24日付「事業再生計画（案）の概要に関するお知らせ」にてご報告いたしましたとおり、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続」（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）による事業再生を目指し、手続対象債権者の皆様との協議を進めて参りました。

本日、平成21年12月24日開催された第3回債権者会議におきまして、事業再生計画案について、全手続対象債権者の皆様から同意書を提出していただき、事業再生 ADR 手続が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業再生 ADR 手続の成立

当社グループは、平成21年9月24日付「事業再生計画（案）の概要に関するお知らせ」にてご報告いたしましたとおり、財務上困難な状況に陥りました結果、対象債権者の皆様から返済スケジュールの変更を含む金融支援をいただきつつ、今後の事業再生に向けた抜本的な構造改革と改正貸金業法の完全施行に備えた効率的な組織体制の構築を図るため、事業再生 ADR 手続による事業再生を目指して参りました。

事業再生 ADR 手続においては、平成21年10月8日開催の第1回債権者会議におけるご説明を始めとして対象債権者の皆様と協議を進め、同会議において選任されました手続実施者による調査・助言をいただきながら、事業再生計画案を策定して参りました。

そして、平成21年11月24日開催の第2回債権者会議及び平成21年12月1日開催の第2回債権者会議の継続会において、対象債権者の皆様のご意見も踏まえて策定いたしました事業再生計画案について、ご説明し、金融支援の要請をいたしましたところ、本日開催された第3回債権者会議におきまして、全対象債権者の皆様より、以下に内容を記載する金融支援を含む事業再生計画案に対する同意書を提出していただき、事業再生計画が債権者会議において正式に承認されたことにより、事業再生 ADR 手続が成立いたしました。

なお、事業再生 ADR 手続が成立したことにより、今後当社グループは対象債権者の皆様から本事業再生計画の内容にしたがって、下記内容の金融支援をいただくこととなります。

2 金融支援の内容

(1) 対象債権の内容（平成 21 年 12 月 24 日現在）

- ① 対象債権者 総取引先 65 金融機関
当社 49 金融機関
ライフ 28 金融機関
マルトー 1 金融機関
シティズ 1 金融機関

なお、各社で重複する取引先があります。

② 債権の種類 貸付金債権元本（当社、ライフ）

当社及びライフは劣後特約付債権による借入れ等はありません。したがって、全ての対象債権は、相互に優先劣後せず、また他の無担保債権に劣後しません。また、対象債権は、相対取引によるものであり、シンジケートローンによるものは含みません。

連帯保証債権（マルトー、シティズ）

③ 対象債権の額 総額 2,791 億円（連結ベース）

うち当社 1,952 億円

ライフ 839 億円

マルトー及びシティズについては、当社の債務に関する連帯保証債権のため上記総額には含まれておりません。

(2) リスケジュールの内容

第 3 回債権者会議における決議に基づく全対象債権者の皆様全員との合意により、本事業再生計画における対象債権のうち上記貸付金債権元本全額について、平成 22 年 9 月 29 日までの残高維持及び平成 22 年 9 月 30 日に 100 億円、同 23 年 6 月 10 日、同 24 年 6 月 10 日、同 25 年 6 月 10 日、同 26 年 6 月 10 日に各 165 億円ずつを弁済原資としてお支払いを行うことを主たる内容として、対象債権の元本返済期限を繰り延べ、弁済スケジュールを変更させていただきました。

なお、計画期間後の残存債務については、平成 26 年 7 月 10 日までにリファイナンスを受けるか、または同日以後の弁済方法につき対象債権者に提案の上、合意を取得する予定といたしております。

(3) 担保設定

当社は、社債と対象債権との取扱いの差異に鑑み対象債権者の皆様のご理解をいただくため、本事業再生計画において、本事業再生 ADR 手続開始以前に設定した担保に加え、当社が保有する営業貸付金について、全対象債権者共通の担保として譲渡担保を設定することとしております。

(4) モニタリング

本事業再生計画期間中において、債権者会議の定期開催及び対象債権者により構成されるモニタリング会議の定期開催等により、本事業再生計画の実施状況のモニタリングを行うこととしております。

(5) その他

本事業再生計画には、借入金債務の免除や、株式化（デット・エクイティ・スワップ）等は含まれておりません。

3 事業再構築の基本方針

当社グループでは、厳しい資金調達状況や改正貸金業法の完全施行等、消費者金融事業を取り巻く困難な事業環境を踏まえ、現状の資金調達能力に見合った水準まで資産規模の圧縮を進めるとともに、グループの事業分野を、消費者金融事業についてはアイフルに、信販事業についてはライフに経営資源を集約する方針です。これにより、消費者金融事業については、アイフルブランドの知名度を活かしつつ強化を図る一方、信販事業についてはライフブランドを全面に出した事業展開を図る予定です。

また、これらの事業分野の集約、営業資産・事業規模の縮小に対応したコスト構造を実現するための経営合理化策として、以下の通り、当社グループ全体での営業店舗・コンタクトセンター、スタッフ部門の統廃合を行う方針です。

(1) 営業店舗ネットワークの統廃合

資産・事業規模の縮小に見合ったコスト構造を実現するため、当社グループ各社において営業店舗の統廃合を実施します。

当社の店舗につきましては、有人店舗 96 店・無人店舗 819 店（平成 21 年 9 月末現在）から、有人店舗を 28 店・無人店舗を 647 店（平成 22 年 1 月）まで削減します。

ライフについても 11 支店を全廃、ライフカード店も 15 店舗から 2 店舗まで削減する等、店舗維持コストの低減を図ります。

(2) コンタクトセンター及び債権管理・回収部門の統廃合

コンタクトセンター体制の効率化として、当社のコンタクトセンターにおいては、現在、コンタクトセンター西日本（滋賀県草津市）とコンタクトセンター東日本（東京都多摩市）に分散しているインバウンド機能を、平成 22 年 1 月より、コンタクトセンター西日本に統合します。同様にライフのカスタマーセンターについても今後、統廃合を行う予定です。

また、債権管理・回収部門についても、現在は当社グループ各社毎、東西エリア毎に分散している機能・拠点について、整理・統廃合を行ってまいります。

(3) 本社機能・間接部門の統廃合

当社グループ各社において、本社機能・間接部門の統廃合（スタッフ部門の削減）を行うとともに、グループ会社間で重複・分散している本社機能・間接部門の統廃合も合わせて実施してまいります。

なお、当社における組織改革につきましては、前述の営業店舗ネットワークの削減を含めて、平成 22 年 1 月 1 日付で 1 本部、11 室部、86 課店を廃止する事を決定しております。

※平成 21 年 12 月 21 日付けで公表しました「組織変更、執行役員の担当変更、人事異動のお知らせ」も併せてご覧下さい。

(4) 人員削減

事業規模縮小及び組織統廃合にともない、グループ全体で大幅な人員削減を行い、人件費の圧縮を図ってまいります。

当社及びライフにて 2,000 名程度の希望退職者の募集を行い、当社で 1,365 名、ライフで 730 名、2 社計 2,095 名の応募を受理しております。この結果、当社グループの正社員数は平成 21 年 9 月末現在の約 4,300 名から約 2,200 名まで減少し、来年度以降の人件費については約 130 億円の削減が見込まれます。

※本日付で公表しております「希望退職者募集の結果に関するお知らせ」も併せてご覧下さい。

関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、当社グループといたしましては、事業再生計画を確実に履行することにより、対象債権者の皆様はもとより、株主、お取引先及び当社グループをご利用の顧客の皆様をはじめすべての関係者の皆様のご支援、ご期待にお応えすることができるよう全力を尽くす所存であります。

何卒、当社グループの事業再生に対して、引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上